

社会福祉法人高知県社会福祉協議会　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付について」（令和3年3月31日付け厚生労働省発子0331第10号厚生労働事務次官通知）及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（令和3年3月31日付け子発0331第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「高知県社協」という。）が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金等」という。）の貸付について、その貸付方法や事務手続等を規定し、訓練促進資金等の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 訓練促進資金等の貸付の対象者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者

イ 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、養成機関修了後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者

なお、貸付対象者が業務に従事する区域は限定しないものとする。

(2) 住宅支援資金の貸付対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

イ 高知県内に住民登録をしている者

2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の免許を取得するために、養成機関で修業する場合は次のとおりとする。

(1) 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付を行わないこととする。

(2) 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付を行うこととする。

(3) 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間

従事した場合には、貸付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されることとする。

(訓練促進資金等の種類、貸付額及び利子)

第3条 訓練促進資金

- (1) 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸付ける就職準備金とする。
- (2) 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。
- (3) 利子は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

2 住宅支援資金

- (1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。
- (2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限7万円)とする。
- (3) 利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 訓練促進資金等の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 共通書類

- ア 身上調書(第2号様式)
- イ 住民票(世帯全員)
- ウ 連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類
- エ 個人情報の取り扱いについて(同意書)(申請者と連帯保証人分)
- オ その他必要と認められる書類

(2) 訓練促進資金

- ア 貸付申請者に対して県又は市が発行する高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
- イ 養成機関の修了書の写し(「就職準備金」申請時)
- ウ 資格証明書の写し(「就職準備金」申請時)

(3) 住宅支援資金

- ア 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることがわかる書類の写し
- イ 1か月の家賃額が確認できる書類(賃貸契約書(写))等

2 貸付申請者が未成年であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人(親権者、未成年後見人等)が連署しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則1名立てなければならない。

- 2 貸付申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければならない。
- 3 次の各号の要件を満たす者を連帯保証人とすることができる。
 - （１）連帯保証人は、成年の者で返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。
 - （２）日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。
- 4 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 18 条に規定する延滞利子を包含するものとする。

（貸付けの選考及び決定）

第 6 条 高知県社協は、貸付申請書類を審査し、選考するものとする。

- 2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。
- 3 貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、高知県社協が指定する日までに借用証書（第 3 号様式）を提出しなければならない。

（連帯保証人の変更）

第 7 条 貸付決定者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書（第 13 号様式）に保証書（第 14 号様式）及び連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

（訓練促進資金等の交付）

第 8 条 訓練促進資金等の交付は、次のとおりとする。

2 訓練促進資金

- （１）貸付金の交付は、一括交付とし、原則として口座振込によるものとする。
- （２）訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、貸付金については、第 3 条第 1 項第 2 号に定める金額の範囲内とする。
- （３）訓練促進資金の貸付決定者は、高知県社協会長が指定する期日までに請求書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

3 住宅支援資金

貸付金の交付は、毎月 5 日（当日が金融機関等休業日の場合はその前営業日）に、交付するものとし、原則として口座振込によるものとする。

- 4 貸付決定者は、あらかじめ貸付金の振込先を高知県社協会長に届出（第 4 号様式）なければならない。なお、振込先は貸付決定者の名義とする。

（貸付契約の解除）

第 9 条 高知県社協会長は、訓練促進資金等の貸付けを受けた者（以下「貸付けを受けた者」という。）が次の各号の 1 に該当するときは、その契約を解除するものとする。第 3 号については当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

- (1) 第2条に規定する者でなくなったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 貸付を受けた者が訓練促進資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (5) その他訓練促進資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(返還の債務の当然免除)

第10条 高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金等の返還の債務を免除するものとする。

2 訓練促進資金

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき
- (2) 第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

3 住宅支援資金

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。
- (2) 第1号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 4 訓練促進資金の貸付を受けた者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第2項第1号及び第13条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 訓練促進資金

高知県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は

一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 第10条第2項第1号に規定する業務に従事したときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部

2 住宅支援資金

高知県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部

- 3 第1項第1号、第2号、第2項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 4 第1項の第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。
- 5 第1項第3号に基づく裁量免除の額は、第10条第2項第1号に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

（返還の債務の免除申請及び決定）

第12条 第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、返還免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 業務に従事した施設又は団体の長の発行する業務従事期間証明書（第12号様式）
- (2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類

- 2 高知県社協会長は、第10条に規定する返還の債務の当然免除又は第11条に規定する返還の債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、審査するものとする。
- 3 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

（返還）

第13条 訓練促進資金

訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、その

規定する事由が生じた日の属する月の翌月から第3項に定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に返還しなければならない。

- (1) 貸付けた訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第2項第1号に規定する業務に従事しなかったとき
- (3) 第10条第2項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第10条第2項第1号に規定する業務に従事できなくなったとき

2 住宅支援資金

住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から第3項に定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に返還しなければならない。

- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

3 返還期間は、貸付けを受けた者と協議のうえ次のとおりとする。

(1) 訓練促進資金

ア 入学準備金は、最長5年までとする。

イ 就職準備金は、最長2年までとする。

なお、入学準備金及び就職準備金の両方の貸付けを受けた場合は、最長7年までとする。

(2) 住宅支援資金

最長5年までとする。

4 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

5 返還額は、月賦及び半年賦ともに、第3項に定める期間で除した額以上の額とする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 当然猶予

高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき

2 裁量猶予

高知県社協会長は、貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 第10条第2項第1号又は第3項第1号に規定する業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予申請及び決定)

第15条 貸付けを受けた者で返還の債務の履行猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、返還猶予申請書（第7号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第16条 貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに高知県社協に届出なければならない。

(1) 休学、停学、復学、留年及び退学したとき（第8号様式）

(2) 訓練促進資金等の借受けを辞退するとき（第8号様式）

2 貸付決定者又は貸付けを受けた者が死亡したときには、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出（第9号様式）しなければならない。

3 貸付けを受けた者、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第10号様式）なければならない。

4 貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合は、業務従事届（第11号様式）により、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。また、当該業務従事先に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに取得資格業務従事届（第11号様式）を提出するものとする。

(1) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、取得した資格が必要な業務に従事したとき

(2) 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、就業したとき

5 前項の業務従事届（第11号様式）を提出した者が業務従事先を変更したときは、勤務先異動届（第10号様式）と変更後の業務従事届（第11号様式）に、変更前の業務従事期間証明書（第12号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届出なければならない。

6 訓練促進資金の貸付けを受けた者が養成機関を修了し、取得した資格の登録をした場合は、直ちに取得資格登録届（第15号様式）を高知県社協会長に届出なければならない。

7 貸付けを受けた者が、第13条第1項及び第2項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は返還届（第16号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。

8 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了した日から1年を経過した時点で資格取得をしていないとき、又は、取得した資格が必要な業務に従事していないときは、卒業後状況届（第17号様式）をすみやかに高知県社協会長に提出しなければならない。

(従事期間)

第17条 第10条第2項第1号、第3項第1号及び第11条第1項第3号に規定する従事

期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。

- 2 従事期間を計算する場合においては、取得した資格が必要な業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までを算入するものとする。
- 3 貸付けを受けた者は、従事期間の確認のため、毎年度、業務従事届（第 11 号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。

（延滞利子）

- 第 18 条 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により訓練促進資金等を返還しなければならない者が、正当な理由なく訓練促進資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。
- 2 当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

（実施細目）

- 第 19 条 この要領に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 28 年 11 月 24 日制定）

この要領は、平成 28 年 11 月 24 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 11 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。